

知立市子育て応援団事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て家庭の保護者が安心して外出することができる環境を整え、地域全体で子育て支援に資することを目的とするちりゅう子育て応援団事業（以下「応援団事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 応援団事業は、市内の公共施設、店舗、事業所等のうち次条に規定する要件を満たし、かつ、第4条第2項の規定による登録決定の通知を受けた施設（以下「応援団登録施設」という。）において実施する。

(登録要件)

第3条 応援団登録施設は、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

(1) 次に掲げる要件のうち2以上を無料で利用できるものとする。

ア 子ども対応のトイレ・おむつ替えのための場所を確保できること。

イ 他人の目に触れずに授乳できる場所を確保できること。

ウ ミルク用のお湯を提供できること。

エ アレルギー対応のメニューがあること。

オ 子ども連れで使える個室又は座敷があること。

カ ベビーカーや車椅子での乗り入れが可能であること。

キ 子ども向けのメニューや用品があること。

ク キッズスペース（遊び場）があること。

ケ 子ども用椅子及び子ども用食器があること。

(2) 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 代表者等が知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

イ 宗教活動及び特定の政治活動の用に供する施設でないこと。

(登録の申請)

第4条 施設を管理する者で、当該施設を応援団登録施設として登録を希望するものは、ちりゅう子育て応援団登録申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その旨を当該申請に係る申請者に対してちりゅう子育て応援団登録決定・却下通知書（様式第2）により通知するものとする。

（登録の変更及び廃止の届出）

第5条 応援団登録施設は、登録した内容に変更が生じたとき又は登録を廃止するときは、ちりゅう子育て応援団登録内容変更・廃止届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

第6条 市長は、登録施設が第3条の要件を満たさないことが明らかになったとき又は応援団登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

2 市長は、登録を解除したときは、その旨を当該施設に対し、ちりゅう子育て応援団登録解除通知書（様式第4）により通知する。

（認定ステッカー）

第7条 ちりゅう子育て応援団の認定ステッカー及びその仕様は、別記のとおりとする。

（ステッカーの交付）

第8条 市長は、応援団登録施設に対し、1施設につき1枚の認定ステッカーを交付する。

2 応援団登録施設は、認定ステッカーを施設の出入口その他利用者が容易に確認することができる場所に表示するものとする。

3 市長は、応援団登録施設から第1項の規定により交付した認定ステッカーの破損又は汚損等により再交付の申出があった場合は、再交付することができる。

4 応援団登録施設は、第5条又は第6条の規定により登録の廃止又は登録の解除となった場合は、速やかに認定ステッカーの表示を中止するものとする。

（使用承認等）

第9条 前条に規定する認定ステッカー内のちりゅうぴマークの使用を希望する応援団登録施設は、知立市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の定めるところにより、当該マークの使用について承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、発行物等の案を市長に提出することにより、本条の規定による承認のための申請を行ったこととみなす。

(1) 応援団登録施設のホームページにおけるシンボルマークの使用

(2) 応援団登録施設の広告物等におけるシンボルマークの使用

第10条 市長は、市のホームページ等への掲載により、応援団登録施設を市民に広く周知するよう努める。

(応援団登録施設の権利)

第11条 応援団登録施設の管理者は、その施設管理上必要と認められる範囲内で利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずる等の処置を講ずる権利を有する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

ちりゅう子育て応援団登録申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者 住所

名称

代表者氏名

ちりゅう子育て応援団の登録について、知立市子育て応援団事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

フリガナ	
施設の名称	
施設の所在地	〒 ー 知立市
担当者	所属 氏名
連絡先	電話 () ー FAX () ー E-mail ホームページ リンク希望(有・無)
定休日	
利用可能 時間帯	時 分 ~ 時 分
備考	

◎担当者以外の項目については、市ホームページ等で公表させていただく場合があります。

子育てを応援する取組みについて

① 飲食店

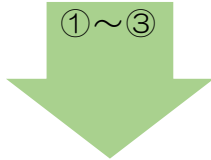
④ 物販店（スーパー以外）

⑤ その他

② スーパーマーケット

③ 美容院等

（※子どもを無料で預けてリフレッシュできる施設）



子ども向けサービスが充実している
（例：アレルギー対応、購入者に限らないミルクのお湯提供等）

業務を超え、店舗利用者に限らず支援できるサービスがある
（例：授乳のための空きスペース提供等）

YES

YES

取組の種類を選択（欄にチェック、複数項目選択可）してください。

※登録条件=**2項目以上**にチェックがあること

授乳スペース

キッズスペース（遊び場）

多目的トイレ（子ども用補助便座、ベビーキープ等）・おむつ交換台

子ども用イスや子ども用の食器

ベビーカー、車イスの乗入可

子ども向けメニュー・品物

アレルギー対応のメニュー

子ども連れで使える個室・座敷

ミルクのお湯提供（※店舗利用者に限らないこと）

その他の子育て世帯向け支援があるときは具体的に記入をお願いします（任意です）

子育て家庭に向けた一言コメントの記入をお願いします。（文字数 120～150 字程度）

※「店舗の基本情報」及び「子育てを応援する取組み」は、知立市ホームページ等への掲載等の方法により、公表するものとします。

【申込書送付先】〒472-0037 知立市東栄一丁目 45 番地

知立市中央子育て支援センター

Fax : 0566-81-5505

E-mail : child-sc@city.chiryu.lg.jp

様式第2（第4条関係）

ちりゅう子育て応援団登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

知立市長

印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、知立市子育て応援団事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり登録を決定・却下したので通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	〒 ー 知立市
登録番号	第 号
利用可能開始日	年 月 日
備考 (却下の場合は理由)	

様式第3（第5条関係）

子育て応援団登録内容変更・廃止届

年 月 日

知立市長 様

申請者 住所

名称

代表者氏名

ちりゅう子育て応援団の登録について、知立市子育て応援団事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 ちりゅう子育て応援団の登録内容を変更したいので届け出ます。

変更時期	年 月 日から	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

2 ちりゅう子育て応援団の登録を廃止したいので届け出ます。

廃止時期	年 月 日から
廃止理由	

様式第4（第6条関係）

ちりゅう子育て応援団登録解除通知書

第 号
年 月 日

様

知立市長 印

このことについて、知立市子育て応援団事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり登録を解除したので通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	〒 ー 知立市
登録番号	第 号
登録解除決定年月日	年 月 日
解除理由	